熊本県監査委員公告第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4号の規定に基づき、 令和5年(2023年)6月13日、14日及び7月13日に熊本県企業局の定期監査を実施し たので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年(2023年)8月4日

熊本県監査委員 藤 井 一 恵同 竹 中 潮同 緒 方 勇 二同 橋 口 海 平

1 監査対象期間

令和4年度(2022年度)

2 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、 合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点を主眼として監査を実施した。

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、監査基準第15条第2項 第1号及び第2号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、報告公表すべき指摘事項等はなかったが、軽易な事項については、注意を行った。